



Title	ハローワークとの連携による生活保護受給者の自立支援プログラムの状況と課題
Author(s)	芝田, 文男; Shibata, Fumio
Citation	年報 公共政策学, 1, 58-78
Issue Date	2007-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43251
Type	departmental bulletin paper
File Information	APPS1_001.pdf



ハローワークとの連携による生活保護受給者の 自立支援プログラムの状況と課題

芝田 文男*

1. はじめに

平成18年度厚生労働科学研究費補助金政策科学研究推進研究事業に基づく、「ソーシャル・インクルージョンの諸アプローチとその効果及び国内施策への適用可能性についての研究」の一環として、「生活保護受給者の自立支援プログラムの推進状況」について、全国の都道府県ハローワークと政令指定都市・中核市・特例市・特別区の福祉事務所を対象に調査を行った。

背景としては、EU各国では、経済のグローバル化による経済・社会の競争の激化等により、失業者、教育訓練の達成度の低い者、片親世帯、移民等民族的・文化的に少数グループに属する者等を中心に、労働や社会的なつながりから排除される者が増加しており、それらの者に対する「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包摂）政策が展開されているが、とりわけ失業者や公的扶助の受給者等を対象とした就労支援・自立支援策が強化されている。

日本の生活保護自立支援プログラムは、それらの施策の日本版ともいえるものであり、施策の対象者の属性、プログラムの成果、担当者が抱えている施策に対する評価・問題意識について、調査・分析し、政策に対する改善の方向性について考察することが本稿の目的である。

以下、2節でEUにおける失業者と生活保護対策の統合の状況と、日本の生活保護受給者の状況を述べ、3節で今回の全国調査の概要を紹介し、4節で、本事業に対する福祉・労働双方の現場の担当者の評価をまとめるとともに、そこから示唆される自立支援策の改善の方向性について述べてみたい。

2. EUと日本における失業者・生活保護受給者の自立支援対策

2.1 EUのソーシャル・インクルージョン政策の背景と日本の状況との共通性

EU各国は90年代以降国によって波はあるが、高い失業率、特に若者失業者や1年以上長期失業者の増加に苦しんだ。（表1）

* 北海道大学公共政策大学院
shibata_fumio@hops.hokudai.ac.jp

表1 失業率・長期失業率（12月以上）・若者（25歳未満）失業率

	スウェーデン			ドイツ			イギリス			日本		
	失業率	長期	若者	失業率	長期	若者	失業率	長期	若者	失業率	長期	若者
1990	1.7%	0.2	4.6	4.8	2.2	4.5	6.9	2.4	10.1	2.1	0.4	4.3
1995	8.8%	2.3	19.1	8.0	3.9	14.9	8.5	3.5	15.3	3.0	0.6	6.1
2000	5.6%	1.4	10.5	7.2	3.7	10.6	5.4	1.4	12.2	4.7	1.2	9.1
2002	4.9%	1.0	11.9	8.2	3.9	14.2	5.1	1.1	12.1	5.4	1.7	9.9
2003	5.6%	1.0	13.4	9.0	4.5	14.6	4.9	1.1	12.3	5.3	1.8	10.1
2004	6.3%	1.2	16.3	9.5	5.4	15.0	4.7	1.0	12.1	4.7	1.6	9.5
2005	7.8%	1.2	22.6	9.5	5.0	14.8	4.8	1.0	13.0	4.4	1.5	8.7

（出典）スウェーデン、ドイツ、イギリス、日本の1995年以降のデータは Eurostat <http://epp.eurostat.cec.eu.int/portal>：4国の1990年のデータはOECD Employment Outlook 2005

背景として、欧州委員会は、①労働市場の変化＝経済のグローバル化、知識基盤経済化、サービス化により、高い教育・技能に欠ける者の雇用に障壁が生じていることやサービス分野にパートタイムの低所得で不安定な雇用が増加していること、②人口構造の変化＝少子高齢化の進行、③人種的多様性の増加＝移民等の増加、④家族構造の変化＝高齢者・単身世帯の増加、離婚による片親世帯の増加、女性の労働市場への参加の増加、という4つの主要な変化を挙げている¹⁾。

EUでは、特に職業経験のない若者、母子家庭等の片親、傷病・障害者、長期失業者、自分自身や親が移民である外国出身の者などが、就労を初めとする社会的な関係から排除される社会的排除（Social Exclusion）の状態にあるとして、加盟各国に対して、ただ金銭による福祉的給付を行うのではなく、教育・就労支援等多面的な社会的包摂策を定めた社会的包摂（social inclusion）の行動計画を策定するよう促している。

もとより、高齢者や児童等就労を期待し得ない者に対する給付の充実策も講じられているが、本稿の主題である生活保護受給者の就労支援に限定してイギリス、ドイツ、スウェーデンの施策をみると、イギリスでは1995年に就労能力のある所得扶助（生活保護）受給者は税財源の所得調査制求職者給付（Jobseeker Allowance Income-based）のみを支給されることとなり、ドイツでも2005年より、就労能力のある者は、社会扶助（生活保護）は支給せず新たに作られた「失業給付Ⅱ（Arbeitslosengeld Ⅱ）」のみが支給されることとなっている。両国とも、就労能力のある者は、職業斡旋と手当支給の両方の機能を果たすジョブセンターにおいて、就労に向けた助言指導が行われるとともに、正当な理由なく適当な就労斡旋を断った場合には、給付の一部減額や停止が行われることとなっている。

スウェーデンでは、失業給付に補完して必要があれば社会扶助が支給されるが、失

1) Joint report on social inclusion (2002) European Commission, Key structural changes pp21-23

業給付に一部減額制度を導入するとともに、特に失業や社会扶助受給者の多い自治体では国の労働市場庁の出先機関と連携して、社会扶助受給者の就労支援が行われている。²⁾

2.2 日本の失業保険制度、生活保護制度と、自立支援プログラムの創設

日本の失業保険は、拋出制の失業保険期間経過後は（年齢・被保険者期間により非自発失業の場合90日～330日）、上記のEUの3カ国のように税財源の所得調査付き失業給付は存在せず、生活保護しかない。また、生活保護についても、就労年齢層で就労能力があり、傷病・障害や母子家庭等の就労阻害要因がないと、通常、福祉事務所はかなり強くハローワークなどでの求職活動を優先するように指導し、生活保護世帯の中では、高齢者世帯（46.7%）、障害者世帯（10.3%）、傷病世帯（24.8%）、母子世帯（8.8%）等何らかの就労阻害要因を持つ世帯が大半である。（福祉事務所行政報告例）しかし、80年代末のバブル崩壊以降長引く不況の中で、前述図表1のとおり、失業率は近年改善は見ているものの2%台から4%台に上昇し、若者の失業率や非正規労働者の比率は上昇していることなどを受けて、生活保護率も1997年の0.7%から2004年には1.1%まで上昇し、生活保護開始の理由についても「収入・仕事の減・喪失」、「貯金等の減・喪失」といった経済的理由が増加している。（1995年23.1%→2003年62.5%）

生活保護法第1条の目的には、「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することともに、「自立を助長する」が掲げられているが、従来、生活保護の「適正化対策」については、親族の扶養を求めることや、隠された金融資産等の調査に重点がおかれ³⁾、自立助長策は担当ケースワーカーの個人的な努力と経験に負う部分が多かった。

しかし、厚生労働省社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」がまとめた2004年12月の報告書の中で、労働部局との連携による自立就労支援を初めとする自立支援プログラムの導入が大きな柱として提言され、2005年から、各福祉事務所で、管内の受給者の状況や自立阻害要因を類型化して、他法他施策や管内の福祉資源を利用して組織的な支援を行うよう促し、若者・母子の就労自立、精神障害者等長期入院者の退院や日常生活自立、社会関係を築けていない者の社会生活自立等の支援策の類型を例示している。

このうち、特に「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム⁴⁾については、

2) 芝田（2006a）芝田（2006b）参照

3) 1981年厚生労働省保護課長・監査指導課長連名通知社保123号通知「生活保護適正化の実施の推進について」

4) 平成17年3月31日社援発第03311003号厚生労働省社会援護局長通知「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」、平成17年度3月31日保護課長事務連絡「自立支援プログラム導入のための手引き（案）について」

平成17年度（2005年度）において、ハローワーク側に生活保護受給者の就労支援のためのコーディネーター100名、ナビゲーター67名を非常勤職員として配置し、全国的に事業展開を図っている。

事業の仕組みは、次の流れによって行われている。

- 1) 福祉事務所からこの事業の対象者の要件（①心身健康で稼働能力がある、②就労意欲が高い、③家族の介護、保育の必要などの就職阻害要因がない、④事業参加に本人が同意している）を満たしていると思われる者のリストをハローワークに伝え、組織的に依頼する。
 - 2) 福祉事務所側のコーディネーター（事務所の担当職員）、ハローワーク側のこの事業の統括責任者、ハローワーク側のコーディネーター（この事業ための非常勤職員）からなる「就労支援チーム」が、対象者と面接して、事業の対象とすべきかどうか、対象とする場合にどのような支援を行うかの方針を決定する。
 - 3) 支援期間は概ね6月で、以下の支援メニューの中から支援する。
 - ①就労支援ナビゲーター（ハローワークに置かれる非常勤職員でハローワークOB、民間の人事・労務経験者、福祉カウンセリング職の経験等のある者から採用される）による個別指導。
 - ②トライアル雇用（企業で原則3月の試用雇用を行う。その間月額5万円の奨励金が企業に支給される）
 - ③公共職業訓練の受講
 - ④生活保護の生業扶助により受講料を支給し民間の教育訓練を受講
 - ⑤ハローワークにおける一般の職業相談・紹介
- ・各都道府県では「都道府県生活保護受給者等就労支援事業協議会」を設置し、都道府県・指定都市・中核市の生活保護担当課長、都道府県労働局担当課長、コーディネーター設置ハローワーク所長等を構成員として、事業実施の方針や問題点の協議を行うことになっている。

3. 生活保護自立支援プログラムに関する全国調査

3.1 調査の方法

厚生労働省の2005年12月時点の調査⁵⁾によると、全国の福祉事務所設置の828自治体中、ハローワークとの連携事業の支援実績があるのは541自治体（65%）、独自のプログラム策定は285自治体（34%）に止まっていたので、厚生労働省担当部局の協力を得て、ハローワーク側については、各都道府県で実績数の多い所を原則2ヶ所ずつ合計90ヶ所の推薦を得て調査表を発出し、福祉事務所側は比較的規模が大きい政

5) 平成18年5月15日全国福祉事務所長会議資料「生活保護の適正運営と自立支援」p10

令指定都市・中核市・特例市・特別区（東京23区）の114自治体に調査表を發出して、2006年10月～11月15日まで調査を行った。

その結果、部分的にでも有効回答のあったのは、以下の通りであった。

ハローワークは90ヶ所中、有効回答86ヶ所（95.6%）であった。

福祉事務所は、114市・区中、有効回答 74市・区（65%）であった。（内訳：政令指定都市15市中有効回答13市、中核市37市中有効回答25市、特例市39市中有効回答22市、東京23区中有効回答14区）

また、平成17年11月に先進事例の調査として横浜市、札幌市の生活保護主管課、東京労働局、ハローワーク札幌東を訪問調査するとともに、平成18年1月には、北海道大学で開催した研究会に参加いただいた厚生労働省保護課、札幌市及び横浜市の生活保護担当官、札幌東ハローワークの雇用指導官及びナビゲーターから聴取した内容⁶⁾も参考とした。

3.2 福祉事務所とハローワークの連携による就労支援事業に関する調査結果

まずは、今回の自立支援事業の中心である福祉事務所とハローワークの連携による就労支援事業の状況に関する調査内容をみてみたい。

ア. 対象者の属性

対象者の年齢、最終学歴等の属性は、ハローワーク側と福祉事務所側双方に聴いたので、以下共通する質問で結果にあまり差がないものは、回答数が多く内訳不明数の少ないハローワークの調査結果を中心にみていきたい。

年齢では50歳台が34.4%と最も多く、次いで40歳台が25.6%となっている。

最終学歴では中学卒・高校中退46.6%、高校卒43.7%と、2000年の国勢調査による国民全体の25-64歳の平均的な最終学歴（中学卒・高校中退17.1%、高校卒49.5%）と比べても、その低さが目立ち、良い条件のところへ就職することの困難さがうかがわれる。（表2、3）

福祉事務所側だけに調査した自立支援事業対象者の生活保護受給期間別の比率をみると、回答のあった1,428人分では、1年未満は30.4%、1年以上3年未満が36.8%、3年以上が32.8%であり、1年を超える者の比率が高い印象を受けるが、（参考）の生活保護世帯全体の保護受給期間別構成割合と比べれば、1年未満は13.9%、1年以上3年未満は23.1%にすぎず、3年以上が62.9%となっているので、保護受給世帯の中では短めの者が対象となっていることがわかる。（表4（参考））

6) 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「ソーシャル・インクルージョンの諸アプローチとその効果及び国内施策への適用可能性についての研究」（平成17年度総括・分担研究報告書）pp.67-178

表2 対象者の年齢別内訳¹⁾

年 齢	対象者数 (比率)
30歳未満	427人 (13.3%)
30歳以上40歳未満	684人 (21.3%)
40歳以上50歳未満	814人 (25.4%)
50歳以上60歳未満	1,104人 (34.4%)
60歳以上	159人 (5.0%)
不 明	17人
合計	3,205

1) 福祉事務所調査の2,970人の不明除く年齢比率は1%程度しか異ならない。
巻末参照資料1

表3 対象者の最終学歴¹⁾

最終学歴	対象者 (比率)	国民25-64歳 最終学歴比率 ²⁾	
中卒・高校中退	1,495 (46.6%)	17.1%	
高卒	1,401 (43.7%)	49.5%	
専門学校卒	86 (2.7%)	-	
短大・大卒卒	161 (5.0%)	短大・高専・ 大学・大学院卒 及び在学者	33.4%
その他 ³⁾	53 (1.7%)		
不 明	9	-	
合計	3,205		

1) 福祉事務所調査の2,970人の不明除く比率は中卒・高校中退43%高卒が46.5%であり、他は1%程度の差。
2) 国民25-64歳の最終学歴比率は、2000年国勢調査より。
3) 今回の調査でその他は、高専、大学院、外国の学校等があった。

表4 自立支援事業対象者の保護受給期間別数・構成割合

	6月未満	6月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	合 計
自立支援事業対象者	215人 (15.1%)	218 (15.3%)	526 (36.8%)	469 (32.8%)	1,428 (100)

(参考) 平成16年の世帯種別の保護受給期間別構成割合

	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
総 数	13.9%	23.1%	15.7%	21.4%	25.8%
高 齢 者	9.1%	18.3%	14.9%	23.1%	34.6%
母 子	19.2%	33.6%	20.1%	20.2%	6.9%
傷病・障害	16.6%	25.2%	16.0%	21.0%	21.1%
そ の 他	24.7%	31.4%	14.6%	15.5%	13.8%

(出典) 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」

イ. 支援の内容と成果

平成18年5月15日の全国福祉事務所長会議資料(前述注5)によると、全国の平成17年度の支援開始者に対する就労者の比率は41.1%となっている。今回の調査対象の結果も、支援開始者中就職者の比率はハローワーク側41.5%、福祉事務所側43.5%でありほぼ等しい。なお、これは17年度中に一度でも就職できた者の数であり、今回調査の自由記載欄の記述によれば、その後離職して生活保護に戻る者も一部みられるよ

うであるが、残念ながら、その統計は把握されていないということであった。

支援内容別にみると、ハローワーク側は福祉事務所側と比べてナビゲーターの比率が54.5%（福祉事務所側48.9%）と高く、一般職業紹介は41.2%（福祉事務所側45.7%）と低い。自由記載欄の記述によれば、ナビゲーターのきめ細かな指導は効果が高いとする意見が多く、ハローワークは実績の良い所を各都道府県で原則2ヶ所ずつ推薦してもらったのに対して、福祉事務所側の市の一部には管内ハローワークにナビゲーターが配置されていなかったり、配置数が少なかったと回答している所もあることから、このような違いが生じたものと思われる。

どちらの調査でもトライアル雇用や教育訓練の利用の少なさが目立つ。横浜市、札幌市で聴取したところによると、トライアル雇用が6月後の雇用の保証がないことや、生活保護受給者であることを求人側に明かすことに対して保護受給者側にためらいがあること、求人側もこの制度への協力者が少ないことの理由が挙げられた。

また、教育訓練については、雇用保険の求職者手当受給期間が切れる前と違って訓練費用が雇用保険からでないこと、訓練自体にかかる費用や、その交通費・教材費、訓練期間中の生活費などコストがかかることに対して、訓練の結果就労の効果がどの程度期待できるかはっきりしないため、担当者として、訓練を支援内容に選ぶことに躊躇するケースがあるという理由が挙げられた。（表5、6）

表5

支援別 支援開始・終了・就職者（ハローワーク）

支援内容	支援開始	支援終了	就職
ナビゲーター	1,715(54.5)	1,142(53.1)	765(58.4)
トライアル雇用	16(0.5)	12(0.6)	10(0.8)
公共職業訓練	81(2.6)	46(2.1)	21(1.6)
生業扶助による教育訓練	38(1.2)	18(0.8)	11(0.8)
一般職業紹介	1,296(41.2)	933(43.4)	502(38.3)
合計	3,146(100)	2,151(100)	1,309(100)

表6

支援別 支援開始・終了・就職者（福祉事務所）

支援内容	支援開始	支援終了	就職
ナビゲーター	1,210(48.9)	840(46.4)	745(57.8)
トライアル雇用	10(0.4)	9(0.5)	10(0.8)
公共職業訓練・生業扶助による教育訓練	122(4.9)	68(3.8)	20(1.5) 11(0.9)
一般職業紹介	1,130(45.7)	891(49.3)	502(39.0)
合計 ¹⁾	2,852(100)	2,343(100)	1,237(100)

1) 福祉事務所によっては内訳を書かない所があるので合計と支援内容ごとの数の合計に差が生じている。

就職者の属性について年齢、最終学歴をハローワーク側の調査を中心に見てみると、表7、8のように、表2、3と比べて対象者全体より、就職者の方が、対象者全体より年齢が多少若く、中卒・高校中退者の比率が2.5%ほど低く、高卒者が3.1%高い結果となるなど、対象者の中でも年齢・学歴等の条件がまだ良い方の者が就職に結びつきやすかった可能性はある。（表7、8）

福祉事務所側調査の保護受給期間別の比率でも、表4と9を比べれば、就職者のうち6月未満の者や、6月以上1年未満といった比較的受給期間の短い者の比率が、対象者全体の比較的短期間の者の比率より、それぞれ1%ずつ程度ずつ高い。(表9)

表7 対象者の年齢別内訳¹⁾

年 齢	対象者数 (比率)
30歳未満	192人 (14.8%)
30歳以上40歳未満	307人 (23.6%)
40歳以上50歳未満	340人 (26.2%)
50歳以上60歳未満	400人 (30.8%)
60歳以上	60人 (4.6%)
不 明	10人
合 計	1,309

表8 対象者の最終学歴¹⁾

最終学歴	対象者 (比率)
中卒・高校中退	576 (44.1%)
高卒	611 (46.8%)
専門学校卒	31 (2.4%)
短大・大卒卒	62 (4.7%)
その他 ³⁾	26 (2.0%)
不 明	3
合 計	1,309

1) 福祉事務所調査の1,237人の不明除く年齢比率とは1%程度しか異ならない。
巻末参考資料1参照

1) 福祉事務所調査の1,237人の不明除く比率は中卒・高校中退41.5%高卒が48.4%であり、他は1%程度の差。
巻末参考資料1参照

図表9 対象者の生活保護受給期間別比率

6月未満	6月以上1年未満	1年以上3年未満	3年以上	合 計
108人 (16.3%)	110 (16.6%)	234 (35.4%)	209 (31.6%)	1,428 (100)

就職者の身分と賃金水準についてみると、有効回答の多かったハローワーク側の調査によると、就職者1,309人中パート労働者は729人と55.6%であり、双方の調査による就職者の賃金水準(表10、11)をみると、10万円未満がハローワーク側で47.9%、福祉事務所側で55.8%と半数前後にのぼり、福祉事務所側の調査にあるように生活保護から自立できた者は、217人と就職者全体1,288人の16.8%にとどまっている。

就職者の賃金水準はハローワーク側の方が高いが、ハローワーク側が実績の多い所から選び、県庁所在地など求人が多い所の比率が高いと思われることや、福祉事務所側の内訳不明の就職者中に大規模政令都市2ヶ所に属する283人が含まれている等のデータの偏りがある可能性もあるが、ハローワークの支援の中で比率の高いナビゲーターによるきめ細かな指導や、実績数の多さにみられる福祉とハローワーク側の連携がうまくいっている管轄担当部局において、比較的条件のよい就職の斡旋ができた可能性もある。(表10、11)

表10 就職者の賃金水準(ハローワーク)

賃金水準	就職者(比率)
5万円未満	108 (9.8)
5万以上10万円未満	420 (38.1)
10万以上15万円未満	333 (30.2)
15万以上20万円未満	179 (16.2)
20万以上25万円未満	50 (4.5)
25万円以上	13 (1.2)
不明	206
合計	1,309

表11 就職者の賃金水準(福祉事務所)

賃金水準	就職者(比率)	うち生保から自立
5万円未満	165 (23.6)	7 (4.2)
5万以上10万円未満	226 (32.2)	22 (13.3)
10万以上15万円未満	187 (26.8)	62 (37.3)
15万以上20万円未満	80 (11.4)	47 (28.3)
20万以上25万円未満	35 (5.0)	23 (13.9)
25万円以上	6 (0.9)	5 (3.0)
不明	538	51
合計	1,288	217

表12は福祉事務所ごとに縦の欄の支援対象者数、横の欄の対象者に対する就職者比率で整理してその分布を見たものであるが、かなりのばらつきが見られる。

そのばらつきが都市の規模によるものかどうかをみるために、表13は政令指定都市の福祉事務所の対象者と就職率を見たものだが、人口規模が大規模であっても、対象者数も20人未満から380人まであり、就職率も5%未満から60%台までばらついている。後述の自由記載欄の記述内容について、実績数の多い所と少ない所を比較すると、人口などの都市の属性よりも、事業の連携ぶり等運営の仕方が実績数や就職率の結果に反映しているところが大きいように思われる。(表12、13)

逆に言えば、運営の仕方の改善により、生産性の向上の余地は大きいように思われる。

ウ. その他の自立支援策、就労による自立の効果

①その他の自立支援策に関する結果

今回の福祉事務所側の調査では、ハローワークとの連携策以外の自立支援策についても質問したが、それらに対する有効回答数は少なく、社会生活上の自立支援策を講じていると回答した所はなく、日常生活上の自立支援策では看護師を活用して健康上問題のある世帯や無料低額宿泊所のホームレスを対象に、服薬指導・健康指導等を行っている事例1件の他、精神疾患等による長期入院患者の退院に向けた指導を行っている福祉事務所が5ヶ所(合計2,282人の参加者中305人13.4%で退院の効果)ある他は、大半が就労支援プログラムであった。

ハローワークとの連携事業以外の就労支援プログラムについて内容を見てみると、若者、母子世帯、元ホームレスを対象とした就労支援を行っているところがそれぞれ1、2ヶ所ずつ見られたが、最も多い就労支援プログラムの形態は、福祉事務所側に元ハローワーク職員や人材派遣・人事労務経験のある非常勤職員の「就労支援員」を配置し、ナビゲーターのようにきめ細かな就労に向けた相談・助言を行ったり、ハローワークへの同行等を行う「就労支援員による就労支援プログラム」であり、福

表12 支援対象者数(人)と就職者の支援対象者に占める比率(%)別 調査対象福祉事務所数

対象者数	就職者率(就職者中/支援対象者) %																
	-5%	-10	-15	-20	-25	-30	-35	-40	-45	-50	-55	-60	-65	-70	-75	-80	80%-
-10	4	1	1	1	1	1	3			2		1			1		1
-20	1	1	2		2	2	3	1	2	1	1		1		1		
-40	1			2	1	1	1	1	2	2	2	1	2				
-60		1				2	2	2	1	1	1						
-80							1								1		
-100								1							1		
-120					1	1					1						
-140											1						
-160																	
-180																	
-200												1					
-220													1				
-240														1			
-260																	
-280																	
-300																	
-320																	
-340																	
-360																	
-380									1								
	6	3	3	3	5	7	10	5	6	6	6	3	4	2	2		1

表13 支援対象者数(人)と就職者の支援対象者に占める比率(%)別
政令指定都市の調査対象福祉事務所数

対象者数	就職者率(就職者中/支援対象者) %																
	-5%	-10	-15	-20	-25	-30	-35	-40	-45	-50	-55	-60	-65	-70	-75	-80	80%-
-10																	
-20					1		1										
-40	1										1	1					
-60		1				1				1							
-80																	
-100								1									
-120																	
-140											1						
-160																	
-180																	
-200												1					
-220													1				
-240																	
-260																	
-280																	
-300																	
-320																	
-340																	
-360																	
-380									1								
	1	1			1	1	1	1	1	1	2	2	1				

社事務所側調査で有効回答のあった74ヶ所中39ヶ所（52.7%）で実施し、支援対象者9,230人中3,909人（42.4%）に就職の実績を作るなど成果をあげている。

②就労による自立と、保護費への効果額

ハローワーク連携の自立支援による就職者の賃金水準の所でみたように、就職しても低賃金のパートが多いので、生活保護からの完全自立できる者の数はかなり少ない。

17年度中の平均被保護世帯人員（16年度末の人員数と17年度末の人員数を加えて2で割った数）に対する17年度中の保護廃止世帯人員、うち就労による廃止世帯人員とハローワークとの連携による就労自立による廃止世帯人員数を尋ねた所46の福祉事務所より回答があった。

これによると生活保護廃止世帯人員は全体の11.4%あるものの、就労による廃止は1.5%に止まっており、本事業による就労による廃止は0.16%となっている。（表14）

平成15年度の社会福祉行政業務報告によると、保護廃止の理由中、多いのは「死亡・失そう」32.2%、「その他（引取り・施設入所・急迫保護等含む）」33.1%、「傷病治癒」19.7%であり、働きによる収入増は10.2%となっていることとほぼ対応する結果であるが、保護世帯の中で、高齢者・傷病者世帯の比率が多い結果を反映していると言える。

表14 保護廃止人員、就労による保護廃止人員、
本事業による就労による保護廃止人員比率（17年度）

回答46事務所保護人員	保護廃止人員	うち就労による保護廃止	本事業による保護廃止
415,463人	47,531（11.4%）	6,415人（1.5%）	658人（0.16%）

生活保護からの完全な自立は困難でも、就労による収入増で保護費減額の効果があるかについて、今回の調査対象事務所に一般の就労指導の結果を含めた保護費減額の効果を聞いたところ、そのような集計をしていないという理由で回答福祉事務所は20ヶ所に止まったが、20事務所の17年度生活保護費1,048億円中、就労による収入増の保護費減額は9億3,900万円（0.9%）ということであった。

また、ハローワークとの連携事業による保護費減額効果を尋ねた所、38事務所より回答があり、38事務所の17年度生活保護費5,166億円中、本事業による収入増の保護費減額効果は4億1,500万円（0.1%）にとどまっている。

効果が小さいとも言えるが、本事業については初年度であり、また従来就労について組織的に取り組んで来たとは言えないこと、イでみたように実施福祉事務所でかなり取り組みにばらつきが見られたことから、今後の改善に期待したい。

4. ハローワークとの連携による自立支援策に対する評価と改善の方向性についての考察

4.1 ハローワーク、福祉事務所双方の担当者の評価（事業についての自由記載欄より）

本事業に関する福祉事務所側、ハローワーク側双方の評価と課題、改善方向についての意見について、調査の自由記載欄に書かれている中から主だったものを整理する。

ア. 事業に対する評価

双方ともに本事業について評価している意見は、①対象者の就労意欲の向上、②特に、ナビゲーターによるマン・ツー・マンの相談指導、履歴書の書き方や面接指導も含めたきめ細かな就労指導により、就労による自立者が進んだこと、③ハローワーク側と福祉事務所側の相互理解・連携の推進、ケースワーカーの就労指導能力の向上に役立ったこと等を挙げている。

イ. 福祉事務所とハローワークとの関係についての課題

課題として最も多く挙げられていることは、対象者の選定についての双方の意識のずれである。福祉事務所側で最も多く聴かれる問題点は、この事業の対象者の要件の「就労意欲が高い」という要件を厳格に問われるとほとんど対象者はいなくなるし、そのような者は、この事業でなくても就労自立が可能という意見である。

他方、ハローワーク側も、面接をキャンセルする等意欲に欠ける者、身体状況や就職障害要因を言い立てる者がいるなど福祉事務所側が要件を確認していないのではないかという意見を持つ者がいる。これらの意見は対象者数が少なく、就労率が低い連携があまりうまくいっていないと思われる所で特に目立つ意見であり、逆に実績が上がっている所では、就労意欲があまり高くないグレイゾーンの者も含めて、多く受け入れることで、真に事業にふさわしい者の認定や相互理解が深まるという前向きな意見を述べているところも多い。

もうひとつ、両者の関係で多い意見は、双方の意見の調整や支援方法の選択会議等の手続に時間を要するため、就労自立が遅れるおそれがあるというものがある。これについても、比較的実績が上がっている所では、対象者も出席させ、できるだけ1回の会議で方針を決める等手続簡素化に努めているとともに、可能であれば福祉事務所側の担当ケースワーカーの同席も求めて、背景事情や生業扶助等、側面からの支援の可否等も一度につめることで効率化を図っているという意見があった。

ウ. 対象者の抱える課題

対象者は、学歴・技能も低く、中・高年齢者が多く、傷病等身体的・精神的にも完全でなく、ある程度保護期間も長く、就労意欲にも問題を抱えるケースが多い。従って、つける職種も限られ、賃金等の待遇も低くなかなか自立しにくい状況に言及する

意見が多い。

このため、就労意欲を高めるための講座、社会常識・面接・服装も含めた就職前教育や、職業体験の機会などの必要性を主張する意見も見られる。

エ. 支援内容、進め方の改善についての意見

ナビゲーターによる助言・指導の有効性についての評価は高く、その増員や近くのハローワークへの配置を求める意見や、全員にナビゲーターの対応をした上で他の支援を講ずる方が良い等とする意見も多い。また、ハローワークに設置するナビゲーターだけでなく、福祉事務所側にも就労支援員の配置を求める意見が多い。

教育・訓練施策については、利用しにくさの改善を求める意見もあるが、コスト・パフォーマンスの面で教育訓練を支援方策に採用することに躊躇を覚えるケースもあるようである。

進め方に関しては、できるだけ受給期間の短い時期に支援対象とし、場合によっては生活保護申請前の相談時点で支援に乗せることが有効とする意見も見られた。現に回答のあった福祉事務所のうち2ヶ所では、申請前の相談段階でハローワークにつなげる支援を独自事業として行っていた。

進め方の改善方策に関する第二の意見としては、就労後短期に離職し保護に戻るケースも見られるので、フォローアップの必要性を主張する意見が複数みられた。

オ. 生活保護制度や周辺制度に対する意見

生活保護制度自体の改善については、福祉事務所側は制度を所与のものと考えているのか、あまり意見は多くなかったが、ハローワーク側からはいくつかの点について意見があった。

まず第一に、ウで見られるような対象者の就労意欲に関する問題について、就労意欲を減退させず、かき立てるような硬軟両面の施策（就労しても手取りが減らない制度に変える、就労後の保護費の変化に関する情報を提供する、期限を区切った保護制度にする、意欲が見られない場合に一部保護費を減額する等）の検討を促す意見も多い。

これについては、福祉事務所側も平成17年の国と地方との間の「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」の中で、全国知事会、全国市長会が国に出した「生活保護制度等の基本と検討すべき課題～給付の適正化のための方策（提言）～」⁷⁾の中で、適用期間を限定して更新制とする有期保護制度の創設が提言されている。

また、求人に対して採用されやすくするために、携帯電話を持たせることや、一定

7) 平成17年11月4日 第6回生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会 全国知事会・全国市長会提出資料 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/11/s1104-3.html>

の条件付きで通勤の手段としての自動車や原付自転車の保有を認めるべきという意見も多い。

電話については既の実績を上げている福祉事務所では、電話料金しかかからない古い機種携帯電話を積極的に持たせることを就労支援員が推奨している。(横浜市の事例)

母子家庭の就労を支援するために、土日営業の保育所整備や小学生の子どもの放課後預かり所の整備の必要性を主張する意見がある。

保護世帯の子どもがフリーター、ニートの温床とならないように中学・高校と連携した職業教育や支援の必要性を主張する意見も見られた。

4.2 ハローワークとの連携による自立支援策に対する改善の方向性について

以上の調査結果や担当者の自由記載欄における意見を踏まえて、この事業への評価や、改善の方向性についての意見を述べることにしたい。

ア. 制度の目的や基本的な方向性についての評価

生活保護受給者の中で就労能力のある者の就労を支援することは、生活保護法の目的の1つである自立の助長に正面から向き合う施策であり、基本的に評価推進すべき政策である。これまでの生活保護施策の「適正化」の方向は、金融資産の調査等の不正受給の防止や扶養義務者への働きかけに精力が注がれてきた。保護受給者は、高齢者、傷病者など就労に向かない者や意欲の低い者として、ハローワーク側から見られ、福祉事務所側も就労に正面から組織的に取り組んでこなかった傾向があった。

もちろん、3でみたように、学歴・技能資格の低さ、中高年齢など就労に不利な者が多く、就職先も保護から完全自立できるほどの賃金水準でない所も多いが、生活保護の財政負担の軽減といった面ばかりではなく、2で見たように、EU各国でもソーシャル・インクルージョン(社会的包摂政策)の一環として、就労による社会的つながりや自尊意識の向上など、生活保護受給者自身の自立につながる効果を持つ施策として推進されている。

今後とも、生活保護政策の中心的な柱として、ハローワーク側と連携して取り組むべき施策であると考ええる。

イ. 施策の具体的な改善点についての意見

①対象者の要件の緩和

現在の対象者の要件の1つの「就労意欲が高い者」は、緩和して事業への参加を同意することで就労意欲を確認する程度にとどめるべきと考える。

生活保護受給期間が長い者や傷病・障害、母子等阻害要因を持ち自分への自信をなくしがちな者が多いことから、入り口の要件を厳しくして排除するべきではない

と思われる。

②支援内容・進め方について

- ・有効性の評価の高いナビゲータについては、増員と配置ハローワークの拡充を図るべきと考える。
- ・就労意欲に問題のある対象者も多いので、福祉事務所側にも就労支援員を置いて、就労前のアドバイス・意欲の喚起、基礎的な職業常識の賦与などを行うことが望ましい。

また、職業体験ができる協力事業所の開拓もメニューとして推奨するとともに、まだ就労意欲が残っているケースが多い保護申請前の生活保護相談時に、就労支援員による指導やハローワークでの支援につなげる事業も望ましいと思われる。

- ・資格取得により技能アップが望める若者、介護職など職につける可能性の高い母子等の教育・訓練メニューの拡充と、それに付随する教材費・交通費などの生業扶助を活用した支援に努めるべきと考える。
- ・就労後も定期的に報告・連絡などの形でフォローアップして、早期離職による保護への舞い戻りを防止すべきと考える。

③生活保護の運用や制度改善の検討

- ・運用面では、求人側の信頼を得て採用されやすくするように、携帯電話の取得指導を行うとともに、原付自転車や就労のための通勤手段としての自動車の条件付き保有を容認する方向で制度の運用の見直しを検討することが望ましい。
- ・最低生活水準の保護という制度の趣旨との関係整理などの検討を要するが、イギリス、ドイツなど就労能力のある者に対しては生活保護を支給せず、税財源の失業扶助のみを支給している国においては、正当な理由なく、適切な就労斡旋を断った場合に、給付の一定期間・一部の停止等の措置を講じうる制度を設けている。

日本においても、就労能力が確認され、就労阻害要因がないのに適切な就労斡旋を度々断る場合等について、生活保護法4条の就労能力の活用という保護の補足性の理念の具体化の施策として、文書指導、保護廃止といった手段も限定的ではあるが講じられているようであるが、all or nothingではなく、保護額を一定期間、一部段階的に削減することなど、生活の維持に配慮しつつ就労意欲を促す運用の改善又は制度化や、全国知事会・全国市長会の提言にもある有期保護制度の制度化についても検討するべきと考える。

4. おわりに

以上、福祉事務所とハローワークとの連携による生活保護受給者の就労支援策につ

いて、平成17年度の実施状況、対象者や就労者の属性、効果、担当者の評価等について、行った調査の内容をまとめるとともに、そこから、示唆される施策の改善方向性について考察を行った。

今後とも、EU各国のソーシャル・インクルージョン政策の先進事例や、国内の先進自治体の実施状況などを研究しつつ、生活保護受給者など社会的に排除されやすい者の自立につながる施策に関して研究を続けていきたい。

参考文献

- 青木紀編著（2003）『現代日本の「見えない」貧困 生活保護受給母子世帯の現実』明石書店
- 岩田正美・西澤晃彦編著（2005）『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房
- 京極高宣（2006）『生活保護改革の視点：三位一体と生活保護制度の見直し』全国社会福祉協議会
- 小山進次郎（2004）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会
- 芝田文男（2006a）「ソーシャル・インクルージョンへの政策的取組みの現状と将来－EU、スウェーデン、ドイツ、イギリスの取組みと日本の政策への含意」『北大法学論集』第57巻第1号
- （2006b）「日本におけるソーシャル・インクルージョンの政策の必要性と可能性－格差論・相対的貧困層の動向と若者・公的扶助受給者の自立支援－」『北大法学論集』第57巻第3号
- 布川日佐史（2004）「何をどう改革しようとしているのか」竹下義樹・大友信勝・布川日佐史・吉永純著『生活保護改革の焦点は何か 誰もが安心して暮らせる日本のために』あけび書房に所収
- （2006）『生活保護における自立支援プログラムの検討：平成17年度総括・分担研究報告書：厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業』

参考資料1

福祉事務所側調査の対象者属性 本文で調査結果を乗せなかったもの

①参加者の年齢 人（％）*比率は不明者除いた者の中の割合

合計	30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上	不明
2,970	314(12.1)	575(22.2)	690(26.6)	894(34.5)	117(4.5)	380

②参加者の最終学歴 人（％）*比率は不明者除いた者の中の割合

合計	中学校卒業・高校中退	高校卒業	専門学校卒業	短大・大学卒業	その他	不明
2,970	1,027(43.0)	1,109(46.5)	65(2.7)	150(6.3)	35(1.5)	584

③就職による自立者の年齢 プログラムの結果一度でも就職した者

人（％）*比率は不明者除いた者の中の割合

合 計	30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上	不明
1,237	135(14.2)	235(24.7)	247(25.9)	305(32.0)	30(3.2)	285

④就職による自立者の最終学歴

人（％）*比率は不明者除いた者の中の割合

合 計	中学校卒業・高校中退	高校卒業	専門学校卒業	短大・大学卒業	その他	不明
1,237	395(41.5)	461(48.4)	30(3.2)	53(5.6)	13(1.4)	285

参考資料2

福祉事務所側の自由記載欄の事業の評価・改善すべき課題・意見のまとめ

*数字は同旨意見の数

自由記載欄の記述	意見数
ア. 評価（効果があったと思う点） （事業の効果）	
・ 就労意欲の喚起の効果あり。	14
・ ナビゲーター等により長期実就労者、就職困難と思っていた者が就職できた等就職率が向上した。	38
・ ハローワーク側と多角的に見ることでケースワーカーの質向上・負担軽減、連携の向上があった。	62
（効果のあった具体策）	
・ 毎月目標数決め対象者を送る。数多くやることで双方の意識も近くなり、効果のあるケースも明確となる。	1
イ. 改善すべき課題・意見 （ハローワークとの関係）	
・ 対象者の選定について福祉側と労働側で意識のずれがある。就労意欲がある者ということでは対象者が限定される。	23
・ ハローワークとの調整に時間を要する。	5
・ 福祉事務所とハローワークの連携の一層の強化が必要。	3
（対象者の問題）	
・ 保護で生活保障されているので就労意欲が乏しい者がいた。	6
・ 本人の希望職種と求職状況の乖離。	2
・ 就職できてもパート的な職種が多い。	1
・ 就職しても短期で離職する場合もあり就労意欲の向上、定着支援が必要。	3
・ 常用就職しても体力の関係で短期間に退職するケースがあり、パートから進めた方がいい場合がある。	1
・ 障害者と若者の対応が難しい。	2

自由記載欄の記述	意見数
(本事業、その他の自立支援事業の内容・進め方)	
・就労意欲を喚起させる方策の充実。	7
・稼働年齢層についてはもう少し対象者の要件を緩和して支援対象として欲しい。	1
・長期受給になる程就労自立が困難になるので、受給開始と同時に支援開始すべき。	1
・ナビゲーターの増員。	2
・支援の大半がナビゲーターと一般職業紹介では市単独事業の就労支援専門員と変わらない。	1
・就労意欲が低いとされると一般職業紹介に回される。	1
・福祉事務所側にも就労支援専門員の配置をすべき。	1
・生業扶助活用による教育訓練事業、職業訓練活用などメニューの充実。	5
・中高年の訓練枠の整備。	1
・中高年齢層等求人情報の収集。	2
・病状（精神・アルコール依存症）、障害（知的等）の特性を理解している就労先の開拓。	2
・比較的若い年齢層には資格を取らせる支援の充実。	2
・就職後のフォローが必要。	1
(生活保護事業や周辺の支援制度についての意見)	
・登校拒否、ニート等が一定数いるので、登校拒否等の早期指導すべき。	1
・生活保護申請前の相談段階で就労支援につなげて効果があった。	3

参考資料3

ハローワーク側の自由記載欄の事業の評価・改善すべき課題・意見のまとめ

*数字は同旨意見の数

自由記載欄の記述	意見数
ア. 評価（効果があったと思う点）	
(事業の効果)	
・就労意欲の喚起、自尊感情の向上に効果が見られた。	37
・対象者の多くはハローワークの閲覧利用は行っていたが、この事業を通じ相談窓口利用率上昇した。	2
・担当者のマンツーマン相談（ナビゲーター）やケース会議で信頼関係ができ、履歴書や面接の対策等の支援で、就職による自立が進んだ。（18年度になって就職に結びついた者も多い）	31
・対象者に適した求職活動、求人開拓が進む。	1
・福祉事務所側の労働行政の理解が進み、連携が密となった。	17
・対象者の就職意欲の有無が確認できるので、保護の必要性の見直しも可能となる。	1
・生業扶助の訓練受講で能力・意欲が向上した。就職に結びついた。	2
(効果のあった具体策)	
・福祉事務所の研修で本事業の説明を行い、理解の向上に努めている。	2

自由記載欄の記述	意見数
・福祉事務所側も生活保護を打切る可能性も示唆することで、対象者に切迫感がある。	1
・保護受給開始直後の対象者は初回面談時に履歴書持参、面接可能な身だしなみを福祉事務所経由で求め、意識付けを行った。	1
・職歴の棚卸しを行った上で、履歴書と職務経歴書の書き方を教える。	1
・通信手段の確保と通勤手段に無理のない求人積極的に誘導した。	2
・就労私欲喚起に重点置き、イメージを持ちやすいように職務内容を詳しく説明した。	1
・ケースワーカーに面接に可能な限り立ち会ってもらう。	1
・遠方の面接の交通手段に苦勞するがケースワーカーが住込み就職の面接の送迎をして就職できた。	1
イ. 改善すべき課題・意見	
(福祉事務所との関係)	
・福祉事務所とハローワーク側の職業や職業選択に対する意識の違い。	1
・福祉事務所の中で本事業への取り組みに温度差がある。	6
・福祉事務所とハローワークの一層の連携が必要。	1
・福祉事務所とハローワーク双方の体制強化。	1
・福祉事務所にハローワーク側の専門職員の配置が必要。	2
・対象者の説明が不十分で病気、年齢で就労できず対象外となるケースがある。(対象者が福祉とハローワークで異なった申し出をすることもある。)	10
・福祉側で就業に向けた教育・訓練後に送り出して欲しい。	4
・福祉事務所側の送り出しがあり、ハローワーク側が受け身のため就職までの期間が長期化する。福祉側との事前打ち合わせ等による連絡を密にし保護受給者の情報共有する方がいい。	2
・福祉事務所のケースワーカー同席のケース会議が望ましい。家庭環境、体力・能力が分かり効果的相談可能。	4
(対象者の問題)	
・就労意欲が本当はないが形式的に応募した者ある。連絡しても全く来所しない等。	15
・生活保護を主、パート就労を副収入と考えている者多く、常用雇用により保護から自立するという意欲が薄い者が母子家庭等に多くみられる。本人の体調や子の病気で簡単に辞める。	2
・保護受給者は早期支援が望ましい。長期受給者は就職意欲や社会に出る勇気が低くなり就労意欲の喚起に多大の労力を要する。	6
・事業の進展とともに、就労支援困難者の割合が増加している。	1
・対象者の多くが中卒であり、年齢や学歴不問の求人を義務づけられないか。	1
・無技能、無資格の者が多く、清掃・雑務等単純作業を希望せざるを得ない。	1
・50歳台以上の高齢者の割合高く、体力的にもきついで、高齢者向けの求人が少ない。	1
・就職してもかなりの割合は低賃金が多く完全自立できない。	3
・通勤可能な範囲が対象者で差があるが、必ずしも贅沢・わがまと言いきれない。	1
(本事業、その他の自立支援事業の内容・進め方)	
・早期に支援策の対象とするように手続を簡素化する。	2

自由記載欄の記述	意見数
・ナビゲーター以外あまり有効な支援メニューがない。	1
・対象者全員をナビゲーターで支援し、必要に応じて他のメニューを受けさせればより効果的。	3
・主要ハローワークと離れているので、ナビゲーターの配置がなく支援メニューが乏しい、ナビゲーターを増員するとともに、居住地に近いハローワークに分散配置すべき。	6
・ナビゲーターが当所にはいないので専門的相談・支援、個別の求人開拓ができない。	6
・支援対象者の事前合同教育による意識改革と一般常識に関する指導が必要。	1
・長期失業者は職場体験などを行い就職意欲を喚起すべき。	5
・福祉側が強めのアクションをした方が、就労意欲が高まり就職に結びつく。	3
・就職した場合の保護費の額が対象者に不明確なので、意欲的就労活動につながらない。いくら収入で保護費がどうなるか情報提供すべき。	1
・公共職業訓練、教育訓練講座の対象が少ない。希望者が少ないこともあるが、その予算が特別にないので失業保険受給中の者以外利用しにくい。	2
・生業扶助（ヘルパー、パソコン等）の積極的活用。	1
・雇用主への助成の拡充。	1
・求職者に合わせた求人開拓の必要性。	1
・求職者に同行して職業紹介する等のきめ細かい斡旋。	1
・健康に起因する離職、就学前後の子のいる母子の場合、外見の印象より就労困難因子が根深く、専門家からの詳細なカウンセラーから始める必要を感じる。専門家の援助との連携必要。	3
・就職後の定着状況の確認があるといい。	4
・生活保護受給相談段階で、本事業の就労支援につなげれば、受給の予防、早期支援として効果的。保護申請段階の就労可能性を具体的に検討するシステムが有効。	2
・就労支援の前段階として、精神病、DV・虐待被害者、ひきこもり、社会的きずなが希薄な者等の社会参加を目指した相談・社会的訓練事業を自立支援策として進めるべき。	1
(生活保護制度や周辺の支援制度についての意見)	
・就労意欲を削がない制度の改善が望まれる。	3
・保護支給額が定額で継続的に支給されるので自立意欲わかない。例えば、支給期間の制限、更新制、期間の経過とともに支給額を逡減させる。保護金額の柔軟な見直し等。	5
・電話とめられている者もいて携帯電話等もないと選考に不利、携帯電話の購入補助すべき。	4
・交通手段の改善ができないか。対象者に条件付き車保有認める、原付自転車の保有認める、交通費補助、市街地への転居を認める等の施策。	11
・母子家庭の母親が就職しやすいように、土日の就学前や小学生の子の預かり所の整備する等の社会環境の整備が必要。	3
・保護世帯の子どもがフリーター・ニートの温床とならないように職業教育、親が働いている姿をみせる教育が必要。保護世帯の中学・高校生を中心に学校とも連携した支援が望ましい。	1

The Present Situation and Problems of “Independence Support Project for Recipients of Public Assistance”

SHIBATA Fumio*

Abstract

EU countries have been promoting Social Inclusion policies since 2000 and one of main policies is support programs of job attainment for long-term unemployment people and recipients of public assistance or other welfare benefits. Those policies are called “welfare to work” or “workfare”. Japanese Government has begun “Independence Support Project for Recipients of Public Assistance” in 2005. The policy has been conducted by Municipal Welfare Offices with help of local Public Employment Security Offices. Some offices had good performance but others had poor one because of some problems, bureaucratic friction between offices, recipient’s problems, etc.

In this paper I sent inquiry to about a hundred Municipal Welfare Offices and local Public Employment Security Offices in Japan and analyzed the present situation and problems of “Independence Support Project for Recipients of Public Assistance”.

Keywords

Social Inclusion, Workfare, Public Assistance

* Hokkaido University Public Policy School